

○内閣府令第 号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和八年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、資金移動業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

資金移動業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第一条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）

に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二 法第二条の二第一号に規定する内閣府令で定める要件は、受取人（同条に規定する受取人をいう。以下この条及び次条において同じ。）が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 受取人が有する金銭債権に係る債務者等（法第二条の二に規定する債務者等をいう。第三号及び次条において同じ。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該金銭債権に係る債務者の債務が消滅しないものであること。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立つて又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に受取人等（法第二条の二に規定する受取人等をいう。以下この号及び次条において同じ。）</p>	<p>第一条の二 法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人（同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。）が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者（第三号において「債務者等」という。）から弁済として資金を受け入れた時（他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時）までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立つて又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。</p>

に当該資金を引き渡すものでないこと。

ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて受取人等に当該資金を引き渡すものでないこと。

ハ 受取人が有する金銭債権に係る債務者等から受取人等に資金を移動させる行為（イ又はロに掲げる要件に該当しないものに限る。）を行う者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。ニ並びに次条第一項第五号イ、第六号及び第七号並びに第二項第二号において同じ。）その他これに類する方法により、当該債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡すものでないこと。

ニ 銀行等又は資金移動業者からの委託その他これに類する方法により、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡すものでないこと。

第一条の三 法第二条の二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する行為（利用者の保護に欠

ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「条を加える。」

けるおそれが大きい行為を除く。)とする。

一 受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を銀行等又は資金移動業者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為(当該資金を当該銀行等又は資金移動業者が行う為替取引に係る支払の受領として受け入れさせて行うものに限る。)

二 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に受取人等に当該資金を引き渡す行為

三 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて受取人等に当該資金を引き渡す行為

四 自己と同一の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)の集団(一の会社等及び当該会社等の子会社等(会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社

等をいう。以下この条において同じ。）並びに当該会社等の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、株式会社の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の五十を超える議決権を保有する個人がある場合には当該個人（以下「特定個人株主」という。）及び当該会社等の親法人等の集団をいう。次号イにおいて同じ。）に属する他の者が受取人である場合（当該他の者が、法第二条の二の規定（同条第二号に係るものに限る。）の適用を免れる目的で第三者からの金銭債権の譲受けその他これに類する方法により当該金銭債権を有することとなった場合を除く。）に、当該受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

五 他の法令に基づき受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為のほか、次に掲げる行為

イ 登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第

二条第五項に規定する登録商標をいい、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものに限る。）の商標権者又は当該商標権者と同一の会社等の集団に属する他の会社等が、第三者型前払式支払手段等発行者（それを提示、通知その他の方法により利用して、物品等（法第二条第六項に規定する物品等をいう。以下イ及びハにおいて同じ。）の購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受け又は役務の提供を受けることができる番号、記号その他の符号（これを用いて為替取引を行うことの指図を伝達することができるもの、法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等に該当し、かつ、当該登録商標が付されているものに限る。以下イにおいて「第三者型前払式支払手段等」という。）をその業務上利用者に付与する者をいう。以下イにおいて同じ。）と立替払取扱次業者（特定の第三者型前払式支払手段等発行者のために、自己の名をもって加盟店（第三者型前払式支払手段等により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等の販売者若しくは貸出人又は提供を受けることができる役務の提供者をいう。以下イにおいて同じ。）に第三者型前払式支払手段等により購入され若しくは借り受けられ、若しくは受領

された物品等又は受領される役務の代価に相当する額の交付（加盟店以外の者を通じた加盟店への交付を含む。）をすることを業とする者をいう。以下イにおいて同じ。）との間で第三者型前払式支払手段等の利用に係る債権債務（当該第三者型前払式支払手段等発行者が当該第三者型前払式支払手段等の付与に付随して行う役務の提供に係るものを含む。）の清算のため、債務者等となる第三者型前払式支払手段等発行者若しくは立替払取次業者又は当該債務者等からの委託その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等となる第三者型前払式支払手段等発行者若しくは立替払取次業者又は当該受取人等からの委託その他これに類する方法により支払を受ける者に当該資金を引き渡す行為

ロ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（割賦販売法第三十五条の十七の五第一項第五号ニに規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいう。）との間でクレジットカード番号等取扱契約（同項第八号に規定するクレジットカード番号等取扱契約をいう。以下ロにおいて同じ。）を現に締結する販売業者又は役務提供事業者（同法第二条第一項第一号に規定する役務提供事業者をいう。）が受取人である場合に、当該受取人が有する金銭債権（

当該クレジットカード番号等取扱契約が期間の満了により終了した場合又は当該受取人の責めに帰すべき事由によらないで解除された場合において、当該期間の満了時又は当該解除がされた時まで発生した金銭債権を含む。）に係る債務者等から弁済（クレジットカード等購入あつせん（同法第三十五条の十六第一項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせんをいう。）に係る販売又は提供の方法により販売することができ商品若しくは権利の販売又は提供することができ業務の提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

ハ 加盟店（第三者型発行者（法第三条第七項に規定する第三者型発行者をいう。以下ハにおいて同じ。）が発行する第三者型前払式支払手段（同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。以下ハにおいて同じ。）により現に購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品等の販売者若しくは貸出人又は現に提供を受けることができる役務の提供者のうち、当該第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う第三者型発行者以外の者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために受取人となる場合における個人に限る。）をいう。）が受取人で

ある場合に、当該受取人が有する金銭債権（当該加盟店に第三者型発行者が発行する第三者型前払式支払手段の取扱いを認める契約が期間の満了により終了した場合又は当該受取人の責めに帰すべき事由によらないで解除された場合において、当該期間の満了時又は当該解除がされた時まで発生した金銭債権を含む。）に係る債務者等から弁済（当該第三者型前払式支払手段により、購入若しくは借受けを行い若しくは給付を受けることができる物品等又は提供を受けることができる役務の販売若しくは貸出し、又は提供を目的とする取引に係る債務の弁済として行われるものに限る。）として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

六 第二号及び第三号に掲げる行為を行う者からの委託その他のこれに類する方法により、第二号及び第三号の受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

七 銀行等又は資金移動業者からの委託その他これに類する方法により、受取人が有する金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

2 前項に規定する「利用者の保護に欠けるおそれが大きい行為

」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 前条第一号に掲げる要件を満たす行為

二 前項第二号及び第三号に掲げる行為（委託その他これに類する方法により同項第六号に掲げる行為を第三者に行わせるものに限る。）によって国外にある債務者等から国内にある受取人等へ向けて資金を移動させる行為のうち、当該第三者に同項第六号に掲げる行為を適切に行うことができない事態が生じた場合に受取人等への資金の円滑な引渡しに阻害されるおそれのある行為

三 賭博をする者又は他の者相互間で賭博を行わせる者が受取人である場合に、債務者等から弁済として賭金、勝金、入場料、手数料その他いかなる名称によるかを問わず支払われる当該賭博に係る資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金を引き渡す行為

四 受取人が有する金銭債権が、新たに発行される有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）の取得を目的とする行為、有価証券の売買又はデリバティブ取引（同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）により発生したものである場合に、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、受取人等に当該資金

を引き渡す行為

五 前二号に掲げる行為に類する行為であつて、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの

3 第一項第四号に規定する「親法人等」とは、一の会社等の特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社等（当該他の会社等の子会社等を含み、当該会社等及びその子会社等を除く。）をいう。

4 会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等は、第一項第三号及び前項の規定の適用については、当該会社等の子会社等とみなす。

5 この条において「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定に

-
- よる再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- 二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
- イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることがで
-

きるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

6 第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に当たって、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）に係る議決権を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社等の議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十に定める特別の関係にある者が会社等の議決権を保有する場合

三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に對抗することができない場合

7 前項の保有する議決権からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等に係る議決権を除くものとする。

一 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合にはおける当該法人の所有する株式等

二 相続人が相続財産として所有する株式等（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をした日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）

（特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更）

第三条の三 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 「略」

二 特定信託口座（特定信託会社が発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号イ及び第三十三条第一項第十一号ロにおいて同じ。）に関する次に掲げる事項の変更

「イ・ロ 略」

ハ 当該特定信託口座の種類

（特定信託会社があらかじめ届け出ることを要する変更）

第三条の三 「同上」

一 「同上」

二 特定信託口座（特定信託会社が発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座をいう。次条第二号イ及び第三十三条第一項第十一号ロにおいて同じ。）に関する次に掲げる事項の変更

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ニ・ホ 「略」

三 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法の変更（前号に掲げる変更を除く。）

（特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類）

第三条の四 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 「略」

二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

イ 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十

五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。ロにおいて同じ。）における特定信託口座に係る残高証明書

ロ 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあっては、当該特定信託会社が発行する当該報告書に係る報告基準

ハ・ニ 「同上」

「号を加える。」

（特定信託会社が提出すべき報告書の添付書類）

第三条の四 「同上」

一 「同上」

二 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 銀行等が発行する当該報告書に係る報告基準日（第三十五条の二第一項第二号ホに規定する報告基準日をいう。）における特定信託口座に係る残高証明書

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

日における信託財産の額を証明する書面

(特定信託会社による特定資金移動業に係る届出)

第三条の六 「略」

2 法第三十七条の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

「一〇五 略」

六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

「七〇十五 略」

3 「略」

(履行保証金の供託)

第十一条 「略」

「二〇六 略」

7 為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第

(特定信託会社による特定資金移動業に係る届出)

第三条の六 「同上」

2 「同上」

「一〇五 同上」

六 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）又はこれらに代わる書面（届出の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十五条第一項の規定により作成するその成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面）

「七〇十五 同上」

3 「同上」

(履行保証金の供託)

第十一条 「同上」

「二〇六 同上」

7 為替取引に係る業務の承継が行われた場合には、当該業務を承継した者が法第四十三条第一項の規定により要供託額（法第

四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第
五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除
き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条
の規定による履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金
保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出、法第四十
五条第一項の規定による履行保証金信託契約（同項に規定する
履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出
をして行う信託財産の信託、法第四十五条の三第一項の規定に
よる履行保証人債務引受契約（同項に規定する履行保証人債務
引受契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出、法第四十
五条の四第一項の規定による履行保証人保証契約（同項に規定
する履行保証人保証契約をいう。以下同じ。）が締結された旨
の届出及び法第四十五条の五第一項の規定による履行保証金弁
済信託契約（同項に規定する履行保証金弁済信託契約をいう。
以下同じ。）を締結した旨の届出をして行う信託財産の信託を
含む。）を行うまでの間は、当該業務を承継させた者が供託し
た履行保証金若しくは締結した履行保証金保全契約、履行保証
金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済
信託契約又は当該業務を承継させた者の委託に基づき締結され
た履行保証人保証契約は、当該業務を承継した者のために供託
され、又は締結されたものとみなす。

四十七条第一号に規定する要供託額をいう。第二十一条の四第
五項第四号及び第七項第三号並びに第三十六条の二第五項を除
き、以下同じ。）以上の額の履行保証金の供託（法第四十四条
の規定による履行保証金保全契約（同条に規定する履行保証金
保全契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届出及び法第四
十五条第一項の規定による履行保証金信託契約（同項に規定す
る履行保証金信託契約をいう。以下同じ。）を締結した旨の届
出をして行う信託財産の信託を含む。）を行うまでの間は、当
該業務を承継させた者が供託した履行保証金又は締結した履行
保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約は、当該業務を承
継した者のために供託され、又は締結されたものとみなす。

(履行保証金に充てることができる債券の種類)

第十二条 法第四十三条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券とする。

一 国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第十九条第五号において同じ。)

二 「略」

三 政府保証債券(金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。)

四 「略」

(履行保証金保全契約の内容)

第十四条の二 令第十五条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うことができないこととする。

一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日(令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。)における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額(同号に規定す

(履行保証金に充てることができる債券の種類)

第十二条 「同上」

一 国債証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。第十九条第五号において同じ。)

二 「同上」

三 政府保証債券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。第二十条第二項第三号において同じ。)

四 「同上」

(履行保証金保全契約の内容)

第十四条の二 「同上」

一 履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日(令第十七条第一項第一号に規定する算定日をいう。以下同じ。)における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額(同号に規定す

る履行保証金等合計額をいう。以下同じ。)を下回る場合であつて、保全金額(法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔二〕五 略〕

(履行保証金保全契約等を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十五条 〔略〕

(履行保証金保全契約等を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等)

第十六条 〔略〕

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 法第四十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕四 略〕

五 履行保証金信託契約(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三

る履行保証金等合計額をいう。以下この条及び第十九条第八号において同じ。)を下回る場合であつて、保全金額(法第四十四条に規定する保全金額をいう。以下同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金保全契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔二〕五 同上〕

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十五条 〔同上〕

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等)

第十六条 〔同上〕

(履行保証金信託契約の内容)

第十九条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 履行保証金信託契約(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三

号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条、第二十一条の三第二号、第二十一条の十三第七号及び第九号並びに第三十五条の二第二項第二号ハにおいて同じ。)へ金銭を信託するものであって元本の補填があるものを除く。次号において同じ。)に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

「イハ 略」

「六・七 略」

八 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、信託財産の額(法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。第二十一条の四第五項第五号及び第七項第四号、第三十三条第一項第九号の二、第三十五条の二第一項第二号リ並びに第三十六条の二第二項第六号及び第四項第三号を除き、以下同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下この条、第二十一条の三第二号及び第三十五条の二第二項第二号ハにおいて同じ。)へ金銭を信託するものであって元本の補填があるものを除く。次号において同じ。)に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあつては、その運用が次に掲げる方法によること。

「イハ 同上」

「六・七 同上」

八 「同上」

イ 履行保証金信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、信託財産の額(法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。以下同じ。)の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

「ロ」へ 略
「九」十三 略

(信託財産とすることができる預貯金等の種類)

第二十条 法第四十五条第三項(法第四十五条の五第三項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)に規定する内閣府令で定める預貯金は、銀行等に対する預貯金とする。

2 法第四十五条第三項に規定する内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。)とする。

「一」三 略

四 金融商品取引法施行令第二条の十一に規定する債券

「五」六 略

(預貯金等による管理に係る届出等)

第二十一条の四 「略」

「2」4 略

5 法第四十五条の二第三項に規定する当該変更を行う日その他内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「ロ」へ 同上
「九」十三 同上

(信託財産とすることができる預貯金等の種類)

第二十条 法第四十五条第三項に規定する内閣府令で定める預貯金は、銀行等に対する預貯金とする。

2 「同上」

「一」三 同上

四 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

第二条の十一に規定する債券

「五」六 同上

(預貯金等による管理に係る届出等)

第二十一条の四 「同上」

「2」4 同上

5 「同上」

〔一〇四 略〕

五 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあっては、当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受額（法第四十五条の三第一項に規定する履行保証人債務引受額をいう。以下同じ。）、履行保証人保証額（法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証額をいう。以下同じ。）、履行保証金弁済信託額（法第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託額をいう。以下同じ。）及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

六 「略」

6 「略」

7 法第四十五条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇三 略〕

四 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれ

〔一〇四 同上〕

五 当該変更が預貯金等管理割合を引き下げる変更である場合にあっては、当該変更を行う日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

六 「同上」

6 「同上」

7 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

らの見込額

(履行保証人債務引受契約の届出)

第二十一条の六 資金移動業者は、法第四十五条の三第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号により作成した履行保証人債務引受契約届出書に、履行保証人債務引受契約に係る契約書の写し及び当該履行保証人債務引受契約において履行保証人適格者（当該履行保証人債務引受契約の当事者である法第四十四条に規定する履行保証人適格者をいう。以下この条、次条及び第三十三条第一項第十号の二イにおいて同じ。）が引き受ける資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者（債務引受契約資金移動業者（履行保証人債務引受契約を締結する資金移動業者をいう。次条第二号及び第五号において同じ。）が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあつては、当該履行保証人債務引受契約において履行保証人適格者が引き受ける資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者のうち国内にある利用者。同条第二号、第三号及び第五号において「債務引受契約利用者」という。）の承諾を得るための書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「条を加える。」

(履行保証人債務引受契約の内容)

第二十一条の七 法第四十五条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第五節第一款に規定する併存的債務引受であること。

二 債務引受契約資金移動業者が法第五十九条第二項各号のいずれかに該当することとなった場合には、同項に規定する措置がとられなかった場合を除き、履行保証人適格者が債務引受契約利用者に対して当該履行保証人債務引受契約に基づき引き受けた債務の弁済を行うこと。

三 前号の規定に基づき弁済を行うこととなった場合には、履行保証人適格者は、債務引受契約利用者に対して速やかに弁済を行うこと。

四 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、履行保証人債務引受額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うとき。

〔条を加える。〕

ロ 履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部の解除を行うとき。

ハ 履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ニ 履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部の解除を行うとき。

ホ 履行保証人債務引受契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担す

る債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人債務引受契約の全部又は一部の解除を行うとき。

五 金融庁長官が債務引受契約資金移動業者又は履行保証人適格者に対して法第四十六条の規定による命令を発した場合に、債務引受契約利用者が履行保証人適格者に対して第二号の規定に基づく弁済を請求することができないこと。

（履行保証人債務引受契約の全部の解除）

第二十一条の八 資金移動業者は、履行保証人債務引受契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十八号の二により作成した履行保証人債務引受契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

〔条を加える。〕

(履行保証人保証契約の届出)

第二十一条の九 資金移動業者は、法第四十五条の四第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号の三により作成した履行保証人保証契約届出書に、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約書の写し及び当該委託に基づき履行保証人適格者（当該履行保証人保証契約の当事者である法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人適格者をいう。次条及び第三十三条第一項第十号の二八において同じ。）が締結することとなる履行保証人保証契約に係る契約の内容を証する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(履行保証人保証契約の内容)

第二十一条の十 法第四十五条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証契約資金移動業者（その営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について締結されている履行保証人保証契約の締結の委託をした資金移動業者をいう。以下この号及び第四号において同じ。）が法第五十九条第二項各号のいずれかに該当することとなった場合には、同項に規定する措置がとられなかった場合を除き、履行保証人適格者が当該履行保証人保証契約において保証する資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者（保証契約資金移動業者

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあつては、当該履行保証人保証契約において保証する資金移動業に係る為替取引に関する債務に係る資金移動業の利用者のうち国内にある利用者。次号及び第四号において「保証契約利用者」という。）に対して保証債務の弁済を行うこと。

二 前号の規定に基づき弁済を行うこととなつた場合には、履行保証人適格者は、保証契約利用者に対して速やかに保証債務の弁済を行うこと。

三 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、履行保証人保証額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部の解除を行うとき。

ハ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の一部について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ニ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部の解除を行うとき。

ホ 履行保証人保証契約に係る種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定める場合に該当するときに、同項に定める場合に該当することとなつた日における当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証額の範囲内において、同日における当該種別の資金

移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証人保証契約の全部又は一部の解除を行うとき。

四 金融庁長官が保証契約資金移動業者又は履行保証人適格者に対して法第四十六条の規定による命令を発した場合には、保証契約利用者が履行保証人適格者に対して保証債務の弁済を請求することができないこと。

（履行保証人保証契約の全部の解除）

第二十一条の十一 資金移動業者は、その委託に基づき締結された履行保証人保証契約の全部が解除される場合（履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約の全部が解除される場合を含む。）にあつては、別紙様式第十八号の四により作成した履行保証人保証契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（履行保証金弁済信託契約の届出）

第二十一条の十二 資金移動業者は、法第四十五条の五第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十八号の五により作成した履行保証金弁済信託契約届出書に、履行保証金

「条を加える。」

「条を加える。」

弁済信託契約に係る契約書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(履行保証金弁済信託契約の内容)

第二十一条の十三 法第四十五条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 履行保証金弁済信託契約を締結する資金移動業者（以下この条、第三十三条第一項第九号の二及び第三十五条の二第一項第二号において「弁済信託契約資金移動業者」という。）を委託者とし、信託会社等を受託者とし、かつ、当該弁済信託契約資金移動業者がその行う為替取引（履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の利用者（弁済信託契約資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあつては、当該弁済信託契約資金移動業者が行う為替取引の利用者のうち国内にある利用者。第十二号から第十四号までにおいて「弁済信託契約利用者」という。）を信託財産の元本の受益者とする事。

二 受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（

「条を加える。」

-
- 第五号、第十二号及び第十三号において「弁護士等」という。）をもって充てられるものであること。
- 三 複数の履行保証金弁済信託契約を締結する場合にあつては、当該複数の履行保証金弁済信託契約について同一の受益者代理人を選任すること。
- 四 弁済信託契約資金移動業者が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁済信託契約資金移動業者が信託会社等に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。
- イ 法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消されたとき。
- ロ 法第五十九条第二項各号に掲げる申立てが行われたとき。
- ハ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部の廃止（外国資金移動業者にあつては、国内に設けた全ての営業所における当該種別の資金移動業の廃止。ハにおいて同じ。）をしたとき、又は法第六十一条第三項の規定による当該種別の資金移動業の全部の廃止の公告をしたとき。
- ニ 法第五十六条第一項の規定により履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部又は一部の停止の命令（同項第四号に該当する場合に限る。）を受けたとき。
- ホ 金融庁長官が供託命令を発したとき。
-

-
- 五 弁済信託契約資金移動業者が前号イからニまでに掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。
- 六 金融庁長官が弁済信託契約資金移動業者又は当該履行保証金弁済信託契約の相手方に対して法第四十六条の規定による命令を発したときは、受益者及び受益者代理人が信託会社等に対して受益債権を行使することができないこと。
- 七 履行保証金弁済信託契約（信託業務を営む金融機関へ信託するものであって元本の補填があるものを除く。次号において同じ。）に基づき信託される信託財産の運用を行う場合にあっては、その運用が次に掲げる方法によること。
- イ 国債証券その他金融庁長官の指定する債券の保有
- ロ 銀行等に対する預貯金
- ハ 次に掲げる方法
- (1) コール資金の貸付け
- (2) 受託者である信託業務を営む金融機関に対する銀行勘定貸
- (3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託
- 八 弁済信託契約資金移動業者が信託財産を債券とし、又は履
-

行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産を前号イに掲げる方法により運用する場合にあつては、信託会社等又は弁済信託契約資金移動業者がその評価額を第二十一条に規定する方法により算定すること。

九 履行保証金弁済信託契約が信託業務を営む金融機関への金銭信託契約で元本の補填がある場合にあつては、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託契約の元本額とすること。

十 次に掲げる場合以外の場合には、履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うことができないこと。

イ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係る直前の算定日における要供託額が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額を下回る場合であつて、履行保証金弁済信託額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ロ 履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産を当該履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係る他の履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産として信託することを目的として履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行う場合

ハ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部

について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了した
た場合であつて、当該種別の資金移動業に係る履行保証金
弁済信託契約の全部の解除を行うとき。

二 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の一部
について法第五十九条第一項の権利の実行の手續が終了し
た場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日にお
ける当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託額の
範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係
る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移
動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（
同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日におけ
る同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達する
までの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁
済信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

ホ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の全部
を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担す
る債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定
める場合に該当するときに、当該種別の資金移動業に係る
履行保証金弁済信託契約の全部の解除を行うとき。

ヘ 履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業の一部
を廃止しようとする場合であつて、為替取引に関し負担す
る債務の履行を完了した場合として令第十七条第二項に定

める場合に該当するときに、当該場合に該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託額の範囲内において、同日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額に係る当該種別の資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除を行うとき。

十一 前号に掲げる場合に行う履行保証金弁済信託契約の全部又は一部の解除に係る信託財産を弁済信託契約資金移動業者に帰属させるものであること。

十二 履行保証金弁済信託契約に係る元本の受益権の行使は、弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合に、速やかに当該受益者代理人が全ての弁済信託契約利用者について一括して行使するものであること。

十三 弁済信託契約利用者の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

十四 元本の受益者である弁済信託契約利用者ごとの元本の受益権に相当する額は、元本の受益権の行使時における元本換価額（履行保証金弁済信託契約に係る信託財産の元本を換価

して得られる額（履行保証金弁済信託契約に元本の補填の契約がある場合には、元本額）をいう。第十六号において同じ。）に履行保証金弁済信託額に対する当該弁済信託契約利用者に係る個別履行保証金弁済信託必要額（履行保証金弁済信託額に全ての弁済信託契約利用者に対する未達債務の額を合計した額に対する当該弁済信託契約利用者に対する未達債務の額の割合を乗じて得た額であつて、当該弁済信託契約利用者に対する未達債務の額を超えない額をいう。）の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別履行保証金弁済信託必要額を超える場合には、当該個別履行保証金弁済信託必要額）とされていること。

十五 履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額が履行保証金弁済信託額を上回る場合にあつては、その上回る額の範囲内において、当該信託財産の元本を弁済信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用に充てることができること。

十六 元本換価額のうち履行保証金弁済信託額を超える部分（前号の規定により信託財産の元本を弁済信託契約資金移動業者が信託会社等又は受益者代理人に支払うべき報酬その他一切の費用及び当該信託会社等が信託財産の換価に要する費用に充てた場合には当該部分からその充てた額を控除した部分

）については、委託者である弁済信託契約資金移動業者に帰属するものとする。

十七 金融庁長官が信託会社等に対して法第四十六条の規定による命令を発した場合には、当該信託会社等が当該命令に応じて遅滞なく信託財産を換価し、金融庁長官が指定する供託所に供託すること。

十八 信託会社等が法第四十六条の規定による命令に応じて供託した場合には、当該履行保証金弁済信託契約を終了することができると。

十九 前号の場合であつて、当該履行保証金弁済信託契約が終了したときにおける残余財産を弁済信託契約資金移動業者に帰属させることができること。

（履行保証金弁済信託契約の全部の解除）

第二十一条の十四 資金移動業者は、履行保証金弁済信託契約の全部を解除しようとするときは、別紙様式第十八号の六により作成した履行保証金弁済信託契約解除届出書を金融庁長官に提出するものとする。

（金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託）

第二十二条 法第四十六条の規定による命令に基づき履行保証金の供託を行う場合においては、履行保証金保全契約、履行保証

「条を加える。」

（金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託）

第二十二条 法第四十六条の規定による命令に基づき履行保証金の供託を行う場合においては、履行保証金保全契約又は履行保

金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又は履行保証人保証契約の締結の委託をした資金移動業者の本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十八号の七により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二十九条の二 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、資金移動業の種別ごとに次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。

一 「略」

二 履行保証金の供託、履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約の別及び履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又は資金移動業者の委託に基づき当該資金移動業者の営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている場合（以下この号及び次号において「履行保証人保証契約が締結されて

証金信託契約を締結した資金移動業者の本店の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の供託をした者は、遅滞なく、別紙様式第十八号により作成した届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二十九条の二 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項（特定信託会社にあつては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）についての情報を提供しなければならない。

一 「同上」

二 履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

いる場合」という。)にあっては、これらの契約の相手方(履行保証人保証契約が締結されている場合)にあっては、当該履行保証人保証契約の当事者である法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人(適格者)の氏名、商号又は名称

二の二 履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又は履行保証人保証契約が締結されている場合にあっては、これらの契約に基づく利用者の権利の行使の方法(履行保証金を供託し、又は履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの方法に基づく当該利用者の権利の行使の方法を含む。)

〔三〇六 略〕

2 資金移動業者等は、資金移動業の利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行う場合又は電子決済手段等取引業者が当該利用者との間で当該為替取引に係る法第十条第四号に掲げる行為を行う場合において、前項各号に掲げる事項についての情報を提供するときは、同時に、次に掲げる事項についての情報も提供しなければならない。

一 〔略〕

二 前号及び第二十九条の三第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

〔号を加える。〕

〔三〇六 同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前号及び次条第二項第二号に掲げるもののほか、当該資金移動業について利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事由を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由

三 「略」

3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者（法第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。第二十九条の三第三項において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（法第二条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者をいう。第二十九条の三第三項において同じ。）が資金移動業の利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

第二十九条の二の二 資金移動業者（第一種資金移動業を営む者に限る。第一号において同じ。）は、第一種資金移動業の利用者に対して第三十二条の二第二項第二号に定める期間を超えて為替取引（第一種資金移動業に係るものに限る。第一号において同じ。）に関する債務を負担する場合（同項第一号に掲げる場合に限る。）には、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、次に掲げる事項を説明しなければならぬ。

一 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係

三 「同上」

3 前二項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、資金移動業者等は、当該規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

「条を加える。」

る履行保証金の供託に関する制度（法第四十三条第一項第一号に定める事項に関する内容に限る。）の概要

二 第三十二条の二第二項第一号に規定する体制の整備に関する事項

（電子決済手段の内容に関する説明）

第二十九条の三 「略」

2 「略」

3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所屬電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が資金移動業の利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置）

第三十条の三 履行保証金保全契約若しくは履行保証人債務引受契約を締結し、又はその委託に基づきその営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資と

（電子決済手段の内容に関する説明）

第二十九条の三 「同上」

2 「同上」

3 第一項の為替取引について当該為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、資金移動業者等は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

（利用者から受け入れた資金を原資として貸付け等を行うことを防止するための措置）

第三十条の三 履行保証金保全契約を締結している資金移動業者は、利用者から受け入れた資金を原資として貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

して貸付け又は手形の割引を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

(二以上の種別の資金移動業を営む場合等に必要な措置)

第三十条の四 「略」

2 「略」

3 資金移動業者（第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。次項において同じ。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れる場合にあつては、当該資金のうち第一種資金移動業に係る為替取引に用いられると認められる資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として受け入れないための措置を講じなければならない。

4 資金移動業者は、第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として利用者から受け入れた資金が第一種資金移動業に係る為替取引に用いられることが明らかとなった場合には、当該資金の額に相当する額の債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更すること、当該資金を当該利用者に返還することその他の当該資金を第二種資金移動業に係る為替取引に用いられる資金として保有しないための措置を講じなければならない。

(二以上の種別の資金移動業を営む場合等に必要な措置)

第三十条の四 「同上」

2 「同上」

3 資金移動業者（第一種資金移動業及び第二種資金移動業を営む者に限る。）は、利用者から資金（第二種資金移動業に係るものに限る。）を受け入れ、第二種資金移動業に係る為替取引に関する債務を負担している場合にあつては、当該債務を第一種資金移動業に係る為替取引に関する債務に変更することを防

止するための措置を講じなければならない。

「項を加える。」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 資金移動業者等は、資金移動業の利用者の保護を図り、及び資金移動業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇五 略〕

六 特定信託会社にあつては、次に掲げる措置

イ 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産のうち預貯金により管理する部分を令第十六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

ロ 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該信託財産のうち当該債券の保有により運用する部分を、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条第二項に定める債券(同項第二号に掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして金融庁長官の定める基準を全て満たすものに限る。)により運用するための適切な措置

ハ 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産を電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条に定める要件を満

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十一条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 特定信託会社にあつては、其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を令第十六条第一項に定める要件を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

たす方法により管理又は運用するための適切な措置

(第一種資金移動業に關し負担する債務の制限)

第三十二条の二 法第五十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 資金を移動する日(資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限)

三 「略」

2 法第五十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第一種資金移動業に係る履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその委託に基づきその営む第一種資金移動業に係る履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者(第一種資金移動業を営む者に限る。以下この項において同じ。)が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等が行われたときに、これらの契約により為替取引(第一種資金移動業に係るものに限る。)に關

(第一種資金移動業に關し負担する債務の制限)

第三十二条の二 「同上」

一 「同上」

二 資金を移動する日

三 「同上」

2 法第五十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める期間は、資金の移動に關する事務を処理するために必要な期間(利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。)とする。

「号を加える。」

する債務の全部を早期かつ確実に当該資金移動業の利用者に
弁済することができる」と認められる体制を整備している場合
資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間に利
用者の利便の向上を図るために必要な期間を加えた期間であ
つて、二月を超えない期間（利用者から指図を受けた資金の
移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰す
ることができない事由により資金を移動することができない
場合には、当該期間に当該事由を解消するために必要な期間
を加えた期間）

二 前号に掲げる場合以外の場合 資金の移動に関する事務を
処理するために必要な期間（利用者から指図を受けた資金の
移動先に誤りがある場合その他の資金移動業者の責めに帰す
ることができない事由により資金を移動することができない
場合に、当該事由を解消するために必要な期間を含む。）

（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条の四 法第五十一条の四第四項に規定する苦情処理措
置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする
。

- 一 次に掲げる全ての措置を講じること。
- イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替
えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動

〔号を加える。〕

（資金移動業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十二条の四 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- イ 資金移動業関連苦情（法第一百一条第一項において読み替
えて準用する銀行法第二条第二十八項に規定する資金移動

業等関連苦情のうち法第二十八条第二十八項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する資金移動業務（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。）に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇五 略〕

2 法第五十一条の四第五項に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二十八条第二十八項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二〇四 略〕

3

〔略〕

業等関連苦情のうち法第二十五条第二十五項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に規定する資金移動業務（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、特定資金移動業務。同号において同じ。）に関するものをいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇五 同上〕

2

〔同上〕

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により資金移動業関連紛争（法第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第二条第二十九項に規定する資金移動業等関連紛争のうち法第二十五条第二十五項に規定する資金移動業務に関するものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

〔二〇四 同上〕

3

〔同上〕

(資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 法第五十二条に規定する資金移動業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

「一〇九 略」

九の二 弁済信託契約資金移動業者である場合にあつては、各算定日における資金移動業の種別ごとの履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額の記録

十 「略」

十の二 履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結し、又はその委託に基づきその営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結されている資金移動業者である場合にあつては、次に掲げる額の記録

- イ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証人債務引受契約に基づき履行保証人適格者が引き受けることとされている債務の額の記録
- ロ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産をもって弁済に充てることとされている債務の額の記録
- ハ 各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に

(資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存)

第三十三条 「同上」

「一〇九 同上」

「号を加える。」

十 「同上」

「号を加える。」

関する債務のうち履行保証人保証契約に基づき履行保証人
適格者が保証している債務の額の記録

十一 特定信託会社である場合にあっては、次に掲げる記録

「イ・ロ 略」

ハ 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法
第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあっては
、各営業日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面
金額の総額及び時価の総額の記録

2
「略」

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令
で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める書類とする。

一 「略」

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる
書類

「イ・ニ 略」

ホ 報告対象期間の末日（ホ及びハ並びに次項第二号におい
て「報告基準日」という。）において信託契約資金移動業
者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に
係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

十一 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

2
「同上」

(報告書の添付書類)

第三十五条の二 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ニ 同上」

ホ 報告対象期間の末日（ホ及びハ並びに次項第二号において「報告
基準日」という。）において信託契約資金移動業者であつ
た場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告
基準日における信託財産の額を証明する書面

ヘ 報告対象期間に履行保証人債務引受契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ト 報告対象期間に履行保証人保証契約又は履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約の内容が変更又は更新された場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新がされた旨を証する書面の写し

チ 報告対象期間に履行保証金弁済信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

リ 報告基準日において弁済信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額を証明する書面

2 法第五十三条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 「略」

二 法第五十三条第二項の報告書を提出する場合 次に掲げる書類

イ 前項第二号イからリまでに掲げる書類

「ロ」ニ 略」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 前項第二号イからホまでに掲げる書類

「ロ」ニ 同上」

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に
対し、第一項第二号イの供託書正本又は同号ハ、ニ若しくはヘ
からチまでの契約書（トの契約書については、履行保証人保証
契約の締結の委託に係るものに限る。）の正本の提出を命ずる
ことができる。

（履行保証金の供託等に係る特例の適用を受ける旨の届出等）
第三十六条の二 「略」

2 法第五十八条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める
事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〜五 略〕

六 特例適用開始日（法第五十八条の二第一項に規定する特例
適用開始日をいう。）における特例対象資金移動業に係る履
行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一
項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受
額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証
金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこ
れらの見込額

3 「略」

4 法第五十八条の二第三項に規定する内閣府令で定める事項は
、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

3 金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に
対し、第一項第二号イの供託書正本又は同号ハ若しくはニの契
約書の正本の提出を命ずることができる。

（履行保証金の供託等に係る特例の適用を受ける旨の届出等）
第三十六条の二 「同上」

2 「同上」

〔一〜五 同上〕

六 特例適用開始日（法第五十八条の二第一項に規定する特例
適用開始日をいう。）における特例対象資金移動業に係る履
行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込
額

3 「同上」

4 「同上」

〔一・二 同上〕

三 特例適用終了日（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了日をいう。次項において同じ。）における特例適用終了資金移動業（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了資金移動業をいう。次項において同じ。）に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

5
「略」

え）（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替

第三十六条の三 法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条、第二十一条の六、第二十一条の七、第二十一条の九、第二十一条の十、第二十一条の十三及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

三 特例適用終了日（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了日をいう。次項において同じ。）における特例適用終了資金移動業（法第五十八条の二第三項に規定する特例適用終了資金移動業をいう。次項において同じ。）に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

5
「同上」

え）（履行保証金の供託等に係る特例を適用する場合の規定の読替

第三十六条の三 法第五十八条の二第一項の規定により資金移動業者が特例対象資金移動業について一括供託（同条第五項第四号に規定する一括供託をいう。）をしている場合における当該特例対象資金移動業についての第十一条、第十四条の二、第十九条及び第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

				第十一條第七項		〔略〕
第四十五條の三第	第四十五條第一項	第四十四條	第四十七條第一号	第四十三條第一項	第五十八條の二第	
第五十八條の二第	一項	第五十八條の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十五條第	第五十八條の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十四條	第五十八條の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十三條第	一項	

				〔同上〕		〔同上〕
〔加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	
〔加える。〕			〔加える。〕			

第十四条の二第一号	第十四条の二	第十五条	第十四条の二第一号	第十五条の四第一項	第十五条の五第一項	第十五条の五第一項	第十五条の五第一項
履行保証金保全契約に係る種別の資金移動業に係る直	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規	令第十五条	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規	一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の三第一項	一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項	一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の五第一項	一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の五第一項

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕
〔同上〕	直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規		直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕

<p>第二十一条の七第 四号イ</p>	<p>第十九条第八号へ</p>	<p>第二十一条の六</p>	<p>第四十五条の三第 一項</p>	<p>第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十五条の 三第一項</p>	<p>直前の基準日等</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>前の算定日（令第 十七条第一項第一 号に規定する算定 日をいう。以下同 じ。）</p>	<p>定する基準日等を いう。第十九条第 八号イ、第二十一 条の七第四号イ、 第二十一条の十第 三号イ及び第二十 一条の十三第十号 イにおいて同じ。</p>

<p>〔項を加える。〕</p>	<p>〔項を加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>定する基準日等を いう。第十九条第 八号イにおいて同 じ。）</p>

第二十一条の七第 四号ハ	第二十一条の七第 四号ロ	当該算定日	当該種別の資金移 動に係る履行保 証金等合計額	当該種別の資金移 動に係る履行保 証人債務引受契約	第五十九条第一項	第五十九条第一項	当該種別の資金移 動に係る履行保 証人債務引受契約	履行保証人債務引 受契約に係る種別 の資金移動業	
		当該基準日等	履行保証金等合計 額	履行保証人債務引 受契約	第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第五十九条第 一項	特例対象資金移動 業	特例対象資金移動 業		
「項を加える。」		「項を加える。」		「項を加える。」		「項を加える。」		「項を加える。」	

第五十九条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項	当該種別の資金移動に係る履行保証人債務引受額	履行保証人債務引受額	当該種別の資金移動に係る履行保証金等合計額	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項	当該種別の資金移動に係る法第四十三条第二項	を控除した	の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項た
----------	------------------------------------	------------------------	------------	-----------------------	-------------------------------------	-----------------------	-------	--

<p>第二十一条の七第 四号ホ</p>	<p>第二十一条の七第 四号ニ</p>	
<p>履行保証人債務引 受契約に係る種別 の資金移動業</p>	<p>証人債務引受契約 動業に係る履行保 証人債務引受契約 の資金移動業</p>	<p>当該種別の資金移 動業に係る履行保 証人債務引受契約 業</p>
<p>業 特例対象資金移動</p>	<p>業 履行保証人債務引 受契約</p>	<p>業 特例対象資金移動 業</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>だし書の規定によ り政令で定める額 以上の額に相当す る額の履行保証金 を供託している資 金移動業者にあつ ては、当該政令で 定める額）を控除 した</p>

当該種別の資金移動に係る履行保証人債務引受額 当該種別の資金移動に係る履行保証金等合計額 当該種別の資金移動に係る法第四十三條第二項	履行保証人債務引受額 履行保証金等合計額 法第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第二項
を控除した	の総額（法第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資

				第二十一条の九			
				第二十一条の十第三号イ			
当該種別の資金移 証金等合計額	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	当該算定日	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	履行保証人保証契 約に係る種別の資 金移動業に係る直 前の算定日	履行保証人保証契 約に係る種別の資 金移動業に係る直 前の算定日	第四十五条の四第 一項	第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第四十五条の 四第一項
履行保証人保証契	履行保証人保証契	当該基準日等	履行保証金等合計 額	直前の基準日等	直前の基準日等	履行保証人債務引 受契約	金移動業者にあつ ては、当該政令で 定める額）を控除 した
				「項を加える。」		「項を加える。」	
				「項を加える。」		「項を加える。」	

	第二十一条の十第 三号ロ	動業に係る履行保 証人保証契約	約		第二十一条の十第 三号ハ	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証人保証契約	履行保証人保証契 約	第五十九条第一項 金移動業	第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第五十九条第 一項
	「項を加える。」				「項を加える。」				

当該種別の資金移動に係る履行保証人保証額	当該種別の資金移動に係る履行保証金等合計額	当該種別の資金移動に係る法第四十三條第二項	を控除した
履行保証人保証額	履行保証金等合計額	法第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第二項	の総額（法第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する履行保証金を供託している資金移

		第二十一条の十第三号ホ		第二十一条の十第三号ニ			
証金等合計額	当該種別の資金移動に係る履行保証人保証額	当該種別の資金移動に係る履行保証人保証額	当該種別の資金移動に係る種別の資金移動業	当該種別の資金移動に係る履行保証人保証契約	当該種別の資金移動に係る種別の資金移動業	当該種別の資金移動に係る履行保証人保証契約	動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した
額	履行保証金等合計	履行保証人保証額	業	約	業	約	は
			「項を加える。」		「項を加える。」		

<p>当該種別の資金移動に係る履行保</p>		<p>当該種別の資金移動に係る法第四十三條第二項</p>
<p>約</p>	<p>履行保証人保証契約</p>	<p>法第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第二項</p> <p>の総額（法第五十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三條第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあつては、当該政令で定める額）を控除した</p>

第二十号イ	第二十一条の十三	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業に係 る直前の算定日	当該算定日	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	履行保証金弁済信	証人保証契約	第二十一条の十三 第一号	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業	特例対象資金移動 業	「項を加える。」
第二十号イ	第二十一条の十三 第四号二	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業	直前の基準日等	業	業	特例対象資金移動 業	業	第二十一条の十三 第四号ハ	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業	業	「項を加える。」
第二十号イ	第二十一条の十三 第四号二	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業	直前の基準日等	業	業	特例対象資金移動 業	業	第二十一条の十三 第四号ハ	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業	業	「項を加える。」

	第二十一条の十三 第十号ロ	第二十一条の十三 第十号ハ		第二十一条の十三 第十号ニ
動業に係る履行保 証金弁済信託契約	当該履行保証金弁 済信託契約に係る 種別の資金移動業	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業	第五十九条第一項	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金弁済信託契約
託契約	特例対象資金移動 業	特例対象資金移動 業	第五十八条の二第 一項の規定により 読み替えて適用す る法第五十九条第 一項	履行保証金弁済信 託契約
第五十九条第一項 の資金移動業	第五十八条の二第 一項の規定により	第五十九条第一項 の資金移動業	第五十八条の二第 一項の規定により	履行保証金弁済信 託契約に係る種別 の資金移動業
	「項を加える。」	「項を加える。」		「項を加える。」

証金弁済信託額 当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金等合計額	履行保証金等合計 額
当該種別の資金移 動業に係る法第四 十三条第二項	法第五十八条の二 第一項の規定によ り読み替えて適用 する法第四十三 条第二項
を控除した	の総額（法第五 十条の二第一項の 規定により読み替 えて適用する法第 四十三條第一項た だし書の規定によ り政令で定める額 以上の額に相当す る額の履行保証金 を供託している資 金移動業者にあつ ては、当該政令で

第三十三條第一項 第八号	第三十三條第一項 第九号	第三十三條第一項 第九号の二	当該種別の資金移 動業に係る履行保 証金弁済信託契約	履行保証金弁済信 託契約	定める額)を控除 した
	〔略〕	資金移動業の種別 ごとの履行保証金 弁済信託契約	〔略〕	履行保証金弁済信 託契約	

	〔同上〕	〔同上〕			
	〔同上〕	〔項を加える。〕			

別紙様式第1号 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住所 電話番号 () ー

商号

代表者の

氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
(記載上の注意)

[略]

〔(第2面)・(第3面) 略〕
(第4面)

8. 特定資金移動業の内容及び方法
(1) 特定資金移動業の内容及び方法

[略]		
特定信託口座のある銀行等の商号又は名称		
特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地		
特定信託口座の種類		
に関する事項 特定信託口座		

別紙様式第1号 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住所 電話番号 () ー

商号

代表者の

氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の2第3項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
(記載上の注意)

[同左]

〔(第2面)・(第3面) 同左〕
(第4面)

8. 特定資金移動業の内容及び方法
(1) 特定資金移動業の内容及び方法

[同左]		
特定信託口座のある銀行等の商号又は名称		
特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地		
特定信託口座の名称		
に関する事項 特定信託口座		

(4) 特定信託口座の名義	
(5) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するため必要な事項	
特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法	

(記載上の注意)

〔1. ～ 9. 略〕

10. 「特定信託口座の種類」は、円建てで発行される場合に電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イ(1)又は(2)の別を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イ(1)又は(2)の別をそれぞれ記載すること。

11. 「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12. [略]

〔(第5面) ～ (第9面) 略〕

別紙様式第1号の2 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第1面)
年 月 日

(4) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するため必要な事項	
---	--

(記載上の注意)

〔1. ～ 9. 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

10. [同左]

〔(第5面) ～ (第9面) 同左〕

別紙様式第1号の2 (第3条の6第1項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第1面)
年 月 日

財務（支）局長 殿

（郵便番号 ー ）

届出者 住所 電話番号（ ） ー

商号

代表者の氏名
国内における
代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第 37 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

【略】

【（第 2 面） ・ （第 3 面） 略】

（第 4 面）

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

【略】	
特定信託口座のある 銀行等の商号又は名称	
特定信託口座に係る 営業所又は事務所の名称 及び所在地	
特定信託口座の種類	
特定信託口座の名義	

財務（支）局長 殿

（郵便番号 ー ）

届出者 住所 電話番号（ ） ー

商号

代表者の氏名
国内における
代表者の氏名

届 出 書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第 37 条の 2 第 3 項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）

【同左】

【（第 2 面） ・ （第 3 面） 同左】

（第 4 面）

10. 特定資金移動業の内容及び方法

(1) 特定資金移動業の内容及び方法

【同左】	
特定信託口座のある 銀行等の商号又は名称	
特定信託口座に係る 営業所又は事務所の名称 及び所在地	
特定信託口座の名義	
特定信託口座	

(5) 特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するため必要な事項	
特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法	

(記載上の注意)

[1. ～ 9. 略]

10. 「特定信託口座の種類」は、円建てで発行される場合に第1号イ(1)又は(2)の別を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イ(1)又は(2)の別をそれぞれ記載すること。

11. 「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第3条第3項第1号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第2号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12. [略]

[(第5面) ～ (第9面) 略]

別紙様式第9号の3 (第9条の2関係)

(日本産業規格 A 4)

業務実施計画

[表略]

(記載上の注意)

番号その他の当該特定信託口座を特定するため必要な事項	
----------------------------	--

(記載上の注意)

[1. ～ 9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. [同左]

[(第5面) ～ (第9面) 同左]

別紙様式第9号の3 (第9条の2関係)

(日本産業規格 A 4)

業務実施計画

[同左]

(記載上の注意)

〔略〕

〔(別添1)～(別添4) 略〕

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

〔(1)～(4) 略〕

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等

〔6〕 為替取引に関する債務の全部を早期かつ確実に利用者に弁済するための体制

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。

(1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日（資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限）及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置

(2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日（資金を移動する日を特定することが困難である場合には、資金を移動する期限）とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置

〔(3)・(4) 略〕

2. 〔略〕

3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

〔同左〕

〔(別添1)～(別添4) 同左〕

(別添5)

7. 法第51条の2の規定を遵守するために必要な体制に関する事項

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

〔加える。〕

(記載上の注意)

1. 「利用者資金の滞留の禁止に関する履行方法」は、(1)から(4)までの措置について、具体的に記載すること。

(1) 利用者に対し、移動する資金の額、資金を移動する日及び資金の移動先が明らかでない為替取引に係る債務を負担しないための措置

(2) 為替取引に係る債務を負担してから「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を超えた時点を資金を移動する日とする利用者からの為替取引の指図を受け付けないための措置や当該為替取引を行わないための措置

〔(3)・(4) 同左〕

2. 〔同左〕

3. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間

等」は、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する期間をいい、「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合、その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。

4. [略]

5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」に記載した期間の内訳（必要な事務処理の内容及び事務処理期間）を記載した書面及び当該事務処理期間を確認することができる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。

6. [略]

7. 「為替取引に関する債務の全部を早期かつ確実に利用者に弁済するための体制」は、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する体制について記載すること。

8. 「法第 51 条の 2 の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等」を除く。）に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。〔(別添 6) ・ (別添 7) 略〕

別紙様式第 15 号 (第 21 条の 4 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー)

」は、第 32 条の 2 第 2 項に規定する「利用者から指図を受けた資金の移動先に誤りがある場合、その他の資金移動業者の責めに帰することができない事由により資金を移動することができない場合に、当該事由を解消するために必要な期間」を除いた期間について、為替取引による資金の移動が生じる国及び地域別に記載すること。

4. [同左]

5. 「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」に記載した期間の内訳（必要な事務処理の内容及び事務処理期間）を記載した書面及び当該事務処理期間を確認できる資料を添付すること。また、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間を超えて債務を負担した場合の検証態勢を記載した書面を添付すること。

6. [同左]

[加える。]

7. 「法第 51 条の 2 の規定を遵守するために必要な体制に関する事項」（「資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間」を除く。）に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。〔(別添 6) ・ (別添 7) 同左〕

別紙様式第 15 号 (第 21 条の 4 第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住所 電話番号 () -
商号
代表者の
氏名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 4 第 1 項の規定により、資金決済に関する法律第 45 条の 2 第 1 項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

【表略】

(記載上の注意)

【1.・2. 略】

3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第 16 号 (第 21 条の 4 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 -)

届出者 住

所 電話番号 () -

商号

代表者の

届出者 住所 電話番号 () -
商号
代表者の
氏名

預貯金等による管理の適用に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 4 第 1 項の規定により、資金決済に関する法律第 45 条の 2 第 1 項の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

【同左】

(記載上の注意)

【1.・2. 同左】

3. 「その他参考となる事項」は、預貯金等管理を行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第 16 号 (第 21 条の 4 第 4 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

(郵便番号 -)

届出者 住

所 電話番号 () -

商号

代表者の

氏名

預貯金等による管理に係る変更届出書

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。
(記載上の注意)

[略]

記

[1. ～ 5. 略]	
6. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

1. [略]
2. 「変更予定年月日の直前の基準日（法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。）における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額」及び「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額の合計額」は、変更の内容が預貯金等管理割合の引き下げである場合限り、記載すること。
3. [略]

氏名

預貯金等による管理に係る変更届出書

下記の事項について変更しますので、資金決済に関する法律第45条の2第3項の規定により届け出ます。
(記載上の注意)

[同左]

記

[1. ～ 5. 同左]	
6. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

1. [同左]
2. 「変更予定年月日の直前の基準日（法第43条第1項第2号に規定する基準日をいう。）における第三種資金移動業に係る法第45条の2第4項に規定する要供託額」及び「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額の合計額」は、変更の内容が預貯金等管理割合の引き下げである場合限り、記載すること。
3. [同左]

(第2面)

7. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)~(3) 略]

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額 円

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額 円

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全

(第2面)

7. 変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)~(3) 同左]
[加える。]

[加える。]

[加える。]

(記載上の注意)

変更予定年月日における第三種資金移動業に係る資産保全

の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、縮結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証人債務引受契約又は委託に基づき縮結している履行保証人保証契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

8. その他参考となる事項

--

(記載上の注意)

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第 17 号 (第 21 条の 4 第 6 項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面)
年 月 日

の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は縮結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「変更予定年月日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

8. その他参考となる事項

--

(記載上の注意)

変更の内容が預貯金等管理割合の引き上げである場合には、当該引き上げを行うことにより供託しないこととする履行保証金の全部若しくは一部又は全部若しくは一部を解除することとする履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第 17 号 (第 21 条の 4 第 6 項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面)
年 月 日

財務（支）局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第6項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。
(記載上の注意)

[略]

記

[1. ～5. 略]	
6. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、 <u>保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額、及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額</u> 又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

[略]

(第2面)

財務（支）局長 殿

(郵便番号 ー)

届出者 住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

預貯金等による管理の適用の解除に係る届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の4第6項の規定により、資金決済に関する法律第45条の2第1項の適用を受けることをやめたいので、下記のとおり届け出ます。
(記載上の注意)

[同左]

記

[1. ～5. 同左]	
6. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、 <u>保全金額及び信託財産の額</u> 又はこれらの見込額の合計額	円

(記載上の注意)

[同左]

(第2面)

7. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

〔(1)～(3) 略〕

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額 円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額 円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円
			() 年 月

7. 預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

〔(1)～(3) 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

			日現在)

(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、縮結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証人信託契約又は委託に基つき縮結している履行保証人保証契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基つき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第18号(第21条の6関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号 () ー

商 号

代表者の

(記載上の注意)

預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における第三種資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は縮結している履行保証金保全契約若しくは履行保証人信託契約に係る記載と「預貯金等管理終了日における第三種資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

[様式を加える。]

氏 名

履行保証人債務引受契約届出書

資金決済に関する法律第45条の3第1項の規定により契約書の写し及び債務引受契約利用者の承諾を得るために必要な事項を記載した書面を添えて下記のとおり届け出ます。

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額 円	資金移動業 の種別

(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第18号の2 (第21条の8関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)
住 所

[様式を加える。]

電話番号 () -

商号
代表者の
氏名

履行保証人債務引受契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の8の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額 円	資金移動業 の種別

3. 2. の履行保証人債務引受契約の解除予定年月日
(記載上の注意)

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第18号の3 (第21条の9関係)

[様式を加える。]

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号

(郵便番号 ー)

住 所 電話番号 () ー

商 号

代表者の

氏 名

氏 名

履行保証人保証契約届出書

資金決済に関する法律第 45 条の 4 第 1 項の規定により履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約書の写し及び履行保証人保証契約に係る契約書の内容を証する書面を添えて下記のとおり届出ます。

履行保証人 適格者	委任年月日	契約対象期間	契約金額 円	資金移動業 の種別

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
3. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約である場合には、「資金移動業の種

別]は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第18号の4（第21条の11関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 ー ）

住 所

電話番号（ ） ー

商 号

代表者の

氏 名

履行保証人保証契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第21条の11の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由

2. 解除される履行保証人保証契約の内容

履行保証人 適格者	委任年月日	契約対象期間	契約金額 円	資金移動業 の種別

3. 2. の履行保証人保証契約の解除予定年月日

（記載上の注意）

1. 法第38条第1項の登録申請書又は法第41条第4項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名の

[様式を加える。]

- みを記載することができる。
2. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
 3. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 5 (第 21 条の 12 関係)

(日本産業規格 A 4)
年 月 日

財務 (支) 局長 殿
届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)

住所
電話番号 () ー
商号
代表者の氏名

履行保証金弁済信託契約届出書

資金決済に関する法律第 45 条の 5 第 1 項の規定により契約書の写しを添えて下記のとおり届け出ます。
記

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年 月 日現在)	資金移動業 の種別

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定

[様式を加える。]

による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 6 (第 21 条の 14 関係)

(日本産業規格 A 4)
年 月 日

財務 (支) 局長 殿

届出者 登録番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)

住 所 電話番号 () ー

商 号
代表者の
氏 名

履行保証金弁済信託契約解除届出書

資金移動業者に関する内閣府令第 21 条の 14 の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

1. 届出の理由
2. 解除しようとする履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円	資金移動業 の種別
--------	-------	--------	-------------	--------------

[様式を加える。]

		(年 月 日現在)	
--	--	-------------	--

3. 2. の履行保証金弁済信託契約の解除予定年月日

(記載上の注意)

1. 法第 38 条第 1 項の登録申請書又は法第 41 条第 4 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 法第 58 条の 2 第 1 項に規定する特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約である場合には、「資金移動業の種別」は、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

別紙様式第 18 号の 7 (第 22 条第 2 項関係)

〔略〕

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

登録番号 財務 (支) 局長 第 号
届出受理番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)

住 所 電話番号 () ー
商 号
代表者の 氏 名

別紙様式第 18 号 (第 22 条第 2 項関係)

〔同左〕

別紙様式第 21 号 (第 35 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

登録番号 財務 (支) 局長 第 号
届出受理番号 財務 (支) 局長 第 号
(郵便番号 ー)

住 所 電話番号 () ー
商 号
代表者の 氏 名

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

1. 未達債務の額等の概要

[表略]

(記載上の注意)

[1.～3. 略]

4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額、履行保証人債務引受契約において引き受けることとされている債務の額、履行保証人保証契約において利用者に対して負担することとされている保証債務の額並びに履行保証金信託契約及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口座により管理する金銭の額（その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合にあつては、特定信託口座により管理する金銭の額及び報告基準日（第35条の2第1項第2号ホに規定する報告基準日をいう。）における当該債券の時価の総額の合計額）を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約、履行保証人保証契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の

未達債務の額等に関する報告書

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

1. 未達債務の額等の概要

[同左]

(記載上の注意)

[1.～3. 同左]

4. 「報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額」は、括弧書の記載に応じて、現に供託している履行保証金の額、履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額及び履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産の額の合計額を記載すること。特定資金移動業を営む場合は、特定信託口座により管理する金銭の額を記載すること。なお、「(第 種)」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業（法第58条の2第1項に規定する特例対象資金移動業をいう。以下この様式において同じ。）について一括供託（同条第5項第4号に規定する一括供託をいう。以下この様式において同じ。）をしている場合又は特例対象資金移動業に係る履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別を並べて記載すること。また、二以上の資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「(第 種)」の行を追加して記載すること。

種別を営んでいる場合（その営む全ての資金移動業の種別が特例対象資金移動業である場合を除く。）には、「（第種）」の行を追加して記載すること。

5. [略]

[（第2面）・（第3面） 略]
（第4面）

[5.～7. 略]

8. 現に締結している履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額 円	種別

（記載上の注意）

1. 「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。
2. 「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただし、特例対象資金移動業に係る履行保証人債務引受契約を締結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移動業の種別を並べて記載すること。

9. 現に締結されている履行保証人保証契約の内容

履行保証人 適格者	委託年月日	契約対象 期間	契約金額 円	種別

（記載上の注意）

1. 「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係

5. [同左]

[（第2面）・（第3面） 同左]
（第4面）

[5.～7. 同左]

[加える。]

[加える。]

る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に
関する債務の上限額を記載すること。
2. 「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただ
し、特例対象資金移動業に係る履行保証人保証契約を締結
している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移
動業の種別を並べて記載すること。

10. 現に締結している履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年月日現在)	種別

(記載上の注意)

「種別」には、資金移動業の種別を記載すること。ただ
し、特例対象資金移動業に係る履行保証金弁済信託契約を締
結している場合には、当該特例対象資金移動業に係る資金移
動業の種別を並べて記載すること。

11. 特定信託口座による管理の状況

銀行等の 商号又は名 称	信託契約に より受け入 れた金銭の 金額	特定信託口 口座の残高	特定信託 口座の 名義	特定信託口 口座の口座 番号その他 の当該特定 信託口座を 特定する ための事項
	円	円		

[加える。]

8. 特定信託口座による管理の状況

銀行等の 商号又は 名称	信託契約により 受け入れた金銭 の金額	特定信託口 口座の 名義	特定信託口 口座の口座 番号その他 の当該特定 信託口座を 特定する ための事項
	円		

(年 月 日現在)	(年 月 日現在)		
------------	------------	--	--

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

12. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取得日	元本償還日	額面金額	時価 円 月 日現在)

(記載上の注意)

1. 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約若しくは履行保証金弁済信託契約の内容又は預貯金等管理方法（特定信託会社にあつては、特定信託口座。2. において同じ。）による管理の状況（特定信託会社にあつては、その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況を含む。）について記載すること。

2. 報告対象期間における要履行保証額の推移及び供託金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額若しくは履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額（特定信託会社にあつ

(年 月 日現在)		
------------	--	--

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

[加える。]

(記載上の注意)

1. 第3面及び第4面は、資金移動業者が選択した履行保証金、履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約の内容又は預貯金等管理方法（特定信託会社にあつては、特定信託口座。2. において同じ。）による管理の状況について記載すること。

2. 報告対象期間における要履行保証額の推移、供託金額若しくは信託財産の額又は預貯金等管理方法により管理している金銭の額の推移がわかる書面を第4面の次に添付すること。

ては、その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を法第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該債券の額面金額及び時価を含む。)の推移が分かる書面を第4面の次に添付すること。

別紙様式第22号(第36条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

(第1面) [略]

(第2面)

7. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)~(3) 略]

(4) 履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

別紙様式第22号(第36条の2第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

(第1面) [同左]

(第2面)

7. 特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[加える。]

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額 円 (年 月 日現在)

(記載上の注意)

法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第23号(第36条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

[加える。]

(記載上の注意)

法第53条第2項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第2面の次に添付すること。

別紙様式第23号(第36条の2第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日
(第1面) [略]

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 略]

(4) 現に締結している履行保証人債務引受契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人債務引受契約において、履行保証人適格者が引き受ける為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(5) 現に締結されている履行保証人保証契約の内容

履行保証人適格者	委託年月日	契約対象期間	契約金額
			円

(記載上の注意)

「契約金額」は、履行保証人保証契約の締結の委託に係る契約において、履行保証人適格者が保証する為替取引に関する債務の上限額を記載すること。

(6) 現に締結している履行保証金弁済信託契約の内容

契約の相手	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額	種別
-------	-------	--------	--------	----

年 月 日
(第1面) [同左]

(第2面)

7. 特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

方			円 (年 月 日 現在)	

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づき未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金、締結している履行保証金保全契約、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額、信託財産の額、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額、履行保証金弁済信託額及び履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額又はこれらの見込額」の記載(種別の記載を除く。)が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

(記載上の注意)

「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」は、特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る資産保全の状況について記載すること。また、法第 53 条第 2 項に基づき未達債務の額等に関する報告書その他の財務(支)局長に提出した書類における特例適用終了資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用終了日における特例適用終了資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載(種別の記載を除く。)が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第 2 面の次に添付すること。

備考 表中の「」の記載は注記をいふ。

(銀行法施行規則の一部改正)

第二条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕四の二 略〕</p> <p>四の三 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二十条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。）が行う同法第二条第十項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）の媒介</p> <p>〔五〕七 略〕</p> <p>(銀行の子会社の範囲等)</p> <p>第十七条の三 〔略〕</p> <p>2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）</p>	<p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四の二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔五〕七 同上〕</p> <p>(銀行の子会社の範囲等)</p> <p>第十七条の三 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）</p>

<p>の代理又は媒介</p> <p>一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。） くは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。） 又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。） の代理又は媒介</p> <p>一の三 一の五 略</p> <p>一の六 資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）</p> <p>一の七・一の八 略</p> <p>一の二 三十九 略</p> <p>三 六 略</p>	<p>の代理又は媒介</p> <p>一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。） くは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。） 又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。） の代理又は媒介</p> <p>一の三 一の五 同上</p> <p>一の六 一の七 同上</p> <p>一の二 三十九 同上</p> <p>三 六 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 金庫の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 金庫の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の二 銀行又は信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三条第四号ニ(6)において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）</p>

（）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）が行う同法第五十四條の第二項に規定する信用事業（第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔一の四・一の五 略〕

一の六 資金決済に関する法律第二條第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）

〔一の七・一の八 略〕

〔二〇三十九 略〕

〔4510 略〕

（）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは漁業協同組合連合会（同法第八十七條第一項第四号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工工業協同組合（同法第九十三條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）若しくは水産加工工業協同組合連合会（同法第九十七條第一項第二号の事業を行うものに限る。第百条第四項及び第百四十三條第四号ニ(7)において同じ。）が行う同法第五十四條の第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

〔一の四・一の五 同上〕

〔号を加える。〕

〔一の六・一の七 同上〕

〔二〇三十九 同上〕

〔4510 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)</p> <p>第二十条 法第二十条第一項において準用する信託業法第二十七条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔二〇十 略〕</p> <p>十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合</p> <p>イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（以下「特定信託口座」という。）の残高（複数の種類の特定信託口座がある場合にあつては、種類ごとの残高を含む。）を公表していること。</p> <p>ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。</p> <p>ハ・ニ 〔略〕</p>	<p>(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>〔二〇十 同上〕</p> <p>十一 〔同上〕</p> <p>イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（以下「特定信託口座」という。）の残高を公表していること。</p> <p>ロ 〔号の細分を加える。〕</p> <p>ハ・ニ 〔同上〕</p>

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 「略」

〔2〕6 略〕

7 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる帳簿書類を作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

〔一・二 略〕

三 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、各営業日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額の記録 作成の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第二十二条 「略」

〔2〕9 略〕

10 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一・二 略〕

三 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産のうち預貯金により管理する部分を資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)第十六条第一項に定める要件を満たす金融機

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 「同上」

〔2〕6 同上〕

7 「同上」

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第二十二条 「同上」

〔2〕9 同上〕

10 「同上」

〔一・二 同上〕

三 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)第十六条第一項に定める要件を満たす金融機関に対する預貯金により管

関に対する預貯金により管理するための適切な措置

- 四 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該信託財産のうち当該債券の保有により運用する部分を、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条第二項に定める債券（同項第二号に掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして金融庁長官の定める基準を全て満たすものに限る。）により運用するための適切な措置
- 五 其の発行する特定信託受益権に係る信託財産を電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条に定める要件を満たす方法により管理又は運用するための適切な措置

〔11・12 略〕

- 13 前二項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。第十六項において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（同法第二条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者をいう。第十六項において同じ。）が顧客に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、信託業務を営む金融機関は、当該規定にかかわらず、当該顧客に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

〔14・15 略〕

理するための適切な措置

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔11・12 同上〕

- 13 前二項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、信託業務を営む金融機関は、当該規定にかかわらず、当該顧客に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

〔14・15 同上〕

16 第十四項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が顧客に対し前二項の規定に準じて第十四項に規定する説明を行ったときは、信託業務を営む金融機関は、同項の規定にかかわらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

〔17～21 略〕

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 〔略〕

〔2～6 略〕

7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～十 略〕

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高(複数の種類の特定信託口座がある場合にあつては、種類の数の残高を含む。)を公表していること。

16 第十四項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対し前二項の規定に準じて第十四項に規定する説明を行ったときは、信託業務を営む金融機関は、同項の規定にかかわらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

〔17～21 同上〕

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 〔同上〕

〔2～6 同上〕

7 〔同上〕

〔一～十 同上〕

十一 〔同上〕

イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。

ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。

ハ・ニ [略]

(信託業務報告書等)

第三十八条 [略]

[255 略]

6 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる信託業務報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の信託業務報告書 次に掲げる書類

イ 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における特定信託口座に係る残高証明書

ロ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における信託財産の額を証明する書面

「号の細分を加える。」

ロ・ハ [同上]

(信託業務報告書等)

第三十八条 [同上]

[255 同上]

6 [同上]

一 第一項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における特定信託口座に係る残高証明書

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 第二項の信託業務報告書 次に掲げる書類

- イ 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における特定信託口座に係る残高証明書
- ロ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における信託財産の額を証明する書面

(届出事項)

第三十九条 「略」

2 「略」

3 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 特定信託口座に関する次に掲げる事項（次項第二号において「特定信託口座特定事項」という。）を変更しようとする場合

「イ・ロ 略」

ハ 当該特定信託口座の種類

ニ・ホ 「略」

二 第二項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における特定信託口座に係る

残高証明書

- 「号の細分を加える。」
- 「号の細分を加える。」

(届出事項)

第三十九条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

「号の細分を加える。」

ハ・ニ 「同上」

-
- 四|| その発行する特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を変更しようとする場合（前号に掲げる場合を除く。）
- 4 信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
- 〔一・二 略〕
- 三|| その発行しようとする特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を記載した書類
- 四|| 〔略〕

-
- 〔号を加える。〕
- 4 〔同上〕
- 〔一・二 同上〕
- 〔号を加える。〕
- 三|| 〔同上〕
-

別紙様式第7号 (第38条第1項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

[略]

[1.～7. 略]

8. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の残高	特定信託口座の名称	特定信託口座の口座番号その他の当該口座を特定するための事項
	円 (年 月 日現在)	円 (年 月 日現在)		

(記載上の注意)

[略]

9. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取得日	元本償還日	額面金額	時	価
				(年 月 日現在)	円

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額(その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該債券の額面金額及び時価を含む。)の推移がわ

別紙様式第7号 (第38条第1項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

[同左]

[1.～7. 同左]

8. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の名称	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
	円 (年 月 日現在)		

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

かる書面を添付すること。

別紙様式第8号(第38条第2項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

[略]

[1.～18. 略]

19. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額 円 (年月日現在)	特定信託口座の残高 円 (年月日現在)	特定信託口座の名称	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
---------	-----------------------------------	---------------------------	-----------	-----------------------------------

(記載上の注意)

[略]

20. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取得日	元本償還日	額面金額	時	価
				(年月日現在)	円

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額(その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭

別紙様式第8号(第38条第2項関係)

信託業務報告書

(記載上の注意)

[同左]

[1.～18. 同左]

19. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額 円 (年月日現在)	特定信託口座の名称	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
---------	-----------------------------------	-----------	-----------------------------------

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該債券の額面金額及び時価を含む。)の推移がわかる書面を添付すること。

21.・22. [略]

20.・21. [同左]

備考 表中の「」の記載は法第10条。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。</p> <p>一 信用協同組合等の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当する</p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 信用協同組合等の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。）が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当する</p>

ものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。))の行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。)、又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。))の代理又は媒介

「一の四・一の五 略」

「一の六 資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業(同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。)

「一の七・一の八」 「略」

「二〇三十九 略」

「4510 略」

ものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。)、若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第一百十条の十七第二項において同じ。))の行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)、又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。))の代理又は媒介

「一の四・一の五 同上」

「号を加える。」

「一の六・一の七」 「同上」

「二〇三十九 同上」

「4510 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第六条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(法第二章の規定が適用されない信託の受益権)</p> <p>第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約、同法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約及び同法第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託契約に係る信託の受益権</u></p> <p>五 資金決済に関する法律第六十二条の十三ただし書の規定により金銭を電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）<u>第三十三条第一項第一号に規定する利用者区分管理金銭信託により管理する場合における当該利用者区分管理金銭信託の受益権</u></p> <p>六 資金決済に関する法律第六十三条の十一第一項の規定により金銭を暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）<u>第二十六条第一項に規定する利用者区分管理信託により管理する場合における当該利用者区分管理信託の受益権</u></p>	<p>(法第二章の規定が適用されない信託の受益権)</p> <p>第一条の四 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第十六条に規定する発行保証金信託契約及び同法第四十五条に規定する履行保証金信託契約に係る信託の受益権</u></p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険業法施行規則の一部改正)

第七条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>四の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。）をいう。第五十二条の十三の二十七第三号において同じ。）が行う同法第二条第十項（定義）に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）の媒介</p> <p>〔五〕七 略〕</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第五十二条の十三の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条（特定投資家）の告知義</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔五〕七 同上〕</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第五十二条の十三の二十七 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業</p>

〔務〕に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）
〔暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）及び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二（暗号等資産の範囲）に定めるものに係る同法第二条第十一项（定義）に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

〔四・五 略〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「略」

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕三十四の二の三 略〕

三十四の二の四 資金決済に関する法律第二条第十八項（定義）に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定す

者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）
〔暗号資産交換業者等（資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者又は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。）及び電子決済手段等取引業者等（同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。）又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一项に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

〔四・五 同上〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 「同上」

2 「同上」

〔一〕三十四の二の三 同上〕

〔号を加える。〕

<p>る暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）</p> <p>〔三十四の三～四十七 略〕</p> <p>〔3～6 略〕</p>	<p>〔三十四の三～四十七 同上〕</p> <p>〔3～6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信託業法施行規則の一部改正)

第八条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)</p> <p>第三十八条 法第二十七条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合</p> <p>イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座(第四十一条第七項第十号イにおいて「特定信託口座」という。)の残高(複数の種類の特定信託口座がある場合にあつては、種類ごとの残高を含む。)を公表していること。</p> <p>ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。</p> <p>ハ・ニ 〔略〕</p>	<p>(信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合)</p> <p>第三十八条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座(第四十一条第七項第十号イにおいて「特定信託口座」という。)の残高を公表していること。</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>ロ・ハ 〔同上〕</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(信託財産に係る行為準則) 第四十一条 「略」 〔2〕6 略〕 7 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 〔一〕九 略〕 十 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合 イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高(複数の種類の特定信託口座がある場合にあつては、種類ごとの残高を含む。)を公表していること。 ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。 ハ・ニ 〔略〕</p>
	<p>(信託財産に係る行為準則) 第四十一条 「同上」 〔2〕6 同上〕 7 「同上」 〔一〕九 同上〕 十 「同上」 イ 毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。 「号の細分を加える。」 ロ・ハ 〔同上〕</p>

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後		改正前	
	別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
	「略」	「同上」	「略」	「同上」
	資金決済に関する法律 （平成二十一年法律第五十九号）	資金決済に関する法律 （平成二十一年法律第五十九号）	資金決済に関する法律 （平成二十一年法律第五十九号）	資金決済に関する法律 （平成二十一年法律第五十九号）
第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條		第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條		
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）		
「略」		「同上」		
資金決済に関する法律 （平成二十一年法律第五十九号）		資金決済に関する法律 （平成二十一年法律第五十九号）		
第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條		第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條		
別表第三（第五条関係）		別表第三（第五条関係）		
「略」		「同上」		
資金決済に関する法律		資金決済に関する法律		
第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三、第六十三條の二十二の十六及び第七十八條		第二十二條、第五十二條、第六十二條の十八、第六十三條の十三及び第七十八條		

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第十条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(分別管理が確保されているもの)</p> <p>第二百二十五条 法第四十条の三に規定する内閣府令で定めるものは、同条に規定する権利又は有価証券に関し出資され、又は抛出された金銭を充てて事業を行う者(当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下この条において「事業者」という。)に対し、当該事業者の定款(当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。)により次に掲げる基準を満たすことが義務付けられていることにより、当該金銭が当該事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることが確保されているものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該金銭が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。</p> <p>「イ」ニ 略」</p> <p>ホ 電子決済手段等取引業者等(資金決済に関する法律第二十条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。)への管理の委託(他人のために電子決済手段の管理を信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定</p>	<p>(分別管理が確保されているもの)</p> <p>第二百二十五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ」ニ 同上」</p> <p>ホ 電子決済手段等取引業者等(資金決済に関する法律第二十条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者又は同条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。)への管理の委託(他人のために電子決済手段の管理を信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定</p>

<p>に基づき信託業として行う信託会社等（資金決済に関する法律第二条第二十九項に規定する信託会社等をいう。第二百二十六条の二第三号において同じ。）への当該管理の委託を含み、当該金銭であることがその名義により明らかにもに限る。）</p>	<p>に基づき信託業として行う信託会社等（資金決済に関する法律第二条第二十六項に規定する信託会社等をいう。第二百二十六条の二第三号において同じ。）への当該管理の委託を含み、当該金銭であることがその名義により明らかにもに限る。）</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する

。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別紙様式第 11 号の 3 (第 20 条の 2 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p>業務実施計画 [略]</p> <p>[(第 2 面) ・ (第 3 面) 略] (第 4 面)</p> <p>13. <u>第 23 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項</u></p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ・ 2. 略]</p> <p>3. 第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合であっても、<u>第 23 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる措置を記載する必要</u>があることに留意すること。</p> <p>[4. ～ 6. 略]</p> <p>[(第 5 面) ～ (第 7 面) 略]</p>	<p>別紙様式第 11 号の 3 (第 20 条の 2 第 1 項関係) (日本産業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p>業務実施計画 [同左]</p> <p>[(第 2 面) ・ (第 3 面) 同左] (第 4 面)</p> <p>13. <u>第 23 条の 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる措置を講ずるために必要な体制に関する事項</u></p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[1. ・ 2. 同左]</p> <p>3. 第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合であっても、<u>第 23 条の 3 第 2 号に掲げる措置を記載する必要</u>があることに留意すること。</p> <p>[4. ～ 6. 同左]</p> <p>[(第 5 面) ～ (第 7 面) 同左]</p>
備考 様式の [] の記載は対応しない。	

(認定資金決済事業者協会に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「暗号資産交換業」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」、「認定資金決済事業者協会」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、物品等、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業、認定資金決済事業者協会、特定信託会社、特定信託為替取引又は銀行等をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 法第九十二条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 法第六十三条の二十二の二の登録を受けないで電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行っている者を知ったときは、その者及び当該者が行う電子決済手段・暗号資産サービス</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「暗号資産交換業」、「認定資金決済事業者協会」、「特定信託会社」、「特定信託為替取引」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、物品等、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業、認定資金決済事業者協会、特定信託会社、特定信託為替取引又は銀行等をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

<p>仲介業に関する情報</p> <p>九 「略」</p> <p>(認定資金決済事業者協会への情報提供)</p> <p>第六条 法第九十七条に規定する内閣府令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項</p> <p>五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する統計情報及びその基礎となる情報</p> <p>六 「略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>仲介業に関する情報</p> <p>八 「同上」</p> <p>(認定資金決済事業者協会への情報提供)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する利用者からの苦情の内容及び処理内容に関する事項</p> <p>五 前払式支払手段の発行の業務、資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する統計情報及びその基礎となる情報</p> <p>六 「同上」</p>
--	---

(暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正)

第十三条 暗号資産交換業者に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「電子決済手段」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する電子決済手段、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)</p> <p>第十六条 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「電子決済手段」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産の交換等」、「暗号資産の管理」、「暗号資産交換業者」、「外国暗号資産交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「暗号資産交換業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する電子決済手段、暗号資産交換業、暗号資産の交換等、暗号資産の管理、暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、認定資金決済事業者協会、暗号資産交換業務、信託会社等又は銀行等をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p>

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、暗号資産交換業の利用者の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

五 「略」

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 「略」

2 「略」

3 暗号資産の交換等について当該暗号資産交換業者を所属暗号資産交換業者（法第六十三条の二十二の三第一項第七号に規定する所属暗号資産交換業者をいう。次条第五項において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業の利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、暗号資産交換業者は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

(利用者に対する情報の提供)

第二十二条 「略」

「2～4 略」

5 暗号資産交換業に係る取引について当該暗号資産交換業者を

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、暗号資産交換業の利用者の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

五 「同上」

(暗号資産の性質に関する説明)

第二十一条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

(利用者に対する情報の提供)

第二十二条 「同上」

「2～4 同上」

「項を加える。」

所属暗号資産交換業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業の利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、暗号資産交換業者は、当該各項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。

6・7 「略」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇七 略」

八 暗号資産交換業者が、その行う暗号資産交換業に関し、暗号資産の借入れを行う場合には、次に掲げる措置

イ 暗号資産交換業者による暗号資産の借入れは暗号資産の管理に該当せず、当該暗号資産交換業者が借り入れた暗号資産は法第六十三条の十一第二項の規定により当該暗号資産交換業者の暗号資産と分別して管理されるものではないこと及び当該借入れの相手方は法第六十三条の十九の二第一項の権利を有するものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識することができる内容により表示

5・6 「同上」

(その他利用者保護を図るための措置等)

第二十三条 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 暗号資産交換業者による暗号資産の借入れは暗号資産の管理に該当せず、当該暗号資産交換業者が借り入れた暗号資産は法第六十三条の十一第二項の規定により当該暗号資産交換業者の暗号資産と分別して管理されるものではないこと及び当該借入れの相手方は法第六十三条の十九の二第一項の権利を有するものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識できる内容により表示する措置

する措置

ロ 暗号資産の借入れにより暗号資産交換業者の負担する債務が当該暗号資産交換業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（暗号資産の借入れを行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた暗号資産の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

九 「略」

2 前項の規定によるもののほか、暗号資産の交換等を行う暗号資産交換業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産について、暗号資産交換業の利用者が暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識することができよう継続的に表示する措置

「イ・ロ 略」

「二〃四 略」

3

「略」

（暗号資産信用取引に関する特則）

ロ 暗号資産の借入れにより暗号資産交換業者の負担する債務が当該暗号資産交換業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることにより、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（暗号資産の借入れを行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた暗号資産の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

九 「同上」

2 「同上」

一 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産について、暗号資産交換業の利用者が暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識できよう継続的に表示する措置

「イ・ロ 同上」

「二〃四 同上」

3

「同上」

（暗号資産信用取引に関する特則）

第二十五条 「略」

2 「略」

3 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者から暗号資産信用取引の保証金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第六項の規定によるものほか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

「一・二 略」

4 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者との間で暗号資産信用取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第七項の規定によるものほか、当該暗号資産信用取引の未決済勘定明細及び評価損益についての情報を提供しなければならない。

「5～7 略」

(資産の国内保有)

第三十八条の二 令第二十条の三に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額(保証債務の額を含む。)から外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

第二十五条 「同上」

2 「同上」

3 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者から暗号資産信用取引の保証金を受領したときは、遅滞なく、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第五項の規定によるものほか、次に掲げる事項についての情報を提供しなければならない。

「一・二 同上」

4 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者との間で暗号資産信用取引を継続的に又は反復して行うときは、三月を超えない期間ごとに、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、第二十二条第六項の規定によるものほか、当該暗号資産信用取引の未決済勘定明細及び評価損益についての情報を提供しなければならない。

「5～7 同上」

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正)

第十四条 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和五年内閣府令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「有価証券」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、有価証券、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。</p> <p>2 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「有価証券」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、有価証券、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。</p> <p>2 「同上」</p>

(特定信託受益権の要件)

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

2| 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。)とする。

一 取得の日から元本の償還の日までの期間が三月を超えない国債証券

二 取得の日から元本の償還の日までの期間が三月を超えない外国の発行する債券(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令(平成二十年内閣府令第七十八号)第十三条第三号に掲げる場合に該当するものに限る。)

3| 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 信託財産の管理又は運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

(1) 預金(その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、外貨預金又は預金保険法施行令

(特定信託受益権の要件)

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 信託財産の全部が預金(その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、外貨預金又は預金保険法施行令(昭和四十六年政令第一百十一号)第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。)又は貯金(その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一十号)第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)により管理されるものであること。

二 外貨建てで発行される場合 信託財産の全部がその外国通貨に係る外貨預金(その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。)又は外貨貯金(その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)により管理されるものであること。

(昭和四十六年政令第百十一号) 第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。

(又は貯金(その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるもの)に限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和四十八年政令第二百一十号)第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)

(2) 元本欠損が生ずるおそれのない定期預金(その預金者がいつでも解約することができるもの)に限り、外貨定期預金又は預金保険法施行令第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。)及び元本欠損が生ずるおそれのない定期貯金(その貯金者がいつでも解約することができるもの)に限り、外貨定期貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)

(3) 前項第一号に規定する国債証券(円建てのものに限る。)の保有

ロ 信託財産のうちイ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合が第一項に規定する割合以上であること。

ハ 信託財産の一部をイ(3)に規定する国債証券の保有により

運用する場合にあっては、信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 信託財産の元本の評価額が当該受益権の履行等金額（法第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。次号ハ(1)において同じ。）の合計額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、委託者によりその不足額が解消されるものであること。

(2) 受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること。

二 外貨建てで発行される場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 信託財産の管理又は運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

(1) その外国通貨に係る外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

-
- (2) その外国通貨に係る元本欠損が生ずるおそれのない定期預金（その預金者がいつでも解約することができるもの）に限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）及び元本欠損が生ずるおそれのない定期貯金（その貯金者がいつでも解約することができるもの）に限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）
- (3) 前項第二号に規定する債券（その外国通貨建てのものに限る。）の保有
- ロ 信託財産のうちイ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合が第一項に規定する割合以上であること。
- ハ 信託財産の一部をイ(3)に規定する債券の保有により運用する場合にあつては、信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- (1) 信託財産の元本の評価額が当該受益権の履行等金額の合計額に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、委託者によりその不足額が解消されるものであること。
- (2) 受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること。
-

(変更登録の申請)

第十五条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更登録申請書に、次条各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十六条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〕三 略〕

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済手段等取引業務の利用者の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

五 〔略〕

(電子決済手段の内容に関する説明)

第二十八条 〔略〕

2 〔略〕

(変更登録の申請)

第十五条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第六十二条の四第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十六条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済手段等取引業務の利用者の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

五 〔同上〕

(電子決済手段の内容に関する説明)

第二十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 電子決済手段の交換等についてその電子決済手段を発行する者（銀行等、資金移動業者及び特定信託会社に限る。）又は当該電子決済手段等取引業者を所屬電子決済手段等取引業者（法第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所屬電子決済手段等取引業者をいう。次条第六項、第六十七条第一項第三号及び第七十一条第二号において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段等取引業の利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、電子決済手段等取引業者は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

（利用者に対する情報の提供）
第二十九条 「略」

〔2〕5 略〕

6 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者（銀行等、資金移動業者及び特定信託会社に限る。）は、当該電子決済手段等取引業者を所屬電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が電子決済手段等取引業の利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかわらず

3 電子決済手段の交換等についてその電子決済手段を発行する者（銀行等及び資金移動業者に限る。）が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行ったときは、電子決済手段等取引業者は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

（利用者に対する情報の提供）

第二十九条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者（銀行等及び資金移動業者に限る。）又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。

ず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。

〔7・8 略〕

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔二〇八 略〕

九 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段の借入れを行う場合には、次に掲げる措置

イ 電子決済手段等取引業者による電子決済手段の借入れは電子決済手段の管理に該当せず、当該電子決済手段等取引業者が借り入れた電子決済手段は法第六十二条の十四第一項の規定により当該電子決済手段等取引業者の電子決済手段と分別して管理されるものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識することができる内容により表示する措置

ロ 電子決済手段の借入れにより電子決済手段等取引業者の負担する債務が当該電子決済手段等取引業者の返済能力に

〔7・8 同上〕

(その他利用者保護を図るための措置等)

第三十条 〔同上〕

〔二〇八 同上〕

九 〔同上〕

イ 電子決済手段等取引業者による電子決済手段の借入れは電子決済手段の管理に該当せず、当該電子決済手段等取引業者が借り入れた電子決済手段は法第六十二条の十四第一項の規定により当該電子決済手段等取引業者の電子決済手段と分別して管理されるものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識できる内容により表示する措置

ロ 電子決済手段の借入れにより電子決済手段等取引業者の負担する債務が当該電子決済手段等取引業者の返済能力に

比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（電子決済手段の借入を行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

2 前項の規定によるもののほか、電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段について、電子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識することができるよう継続的に表示する措置

〔イ・ロ 略〕

〔二〃四 略〕

〔3・4 略〕

（議決権の保有の判定）

第三十七条 令第十九条の七第六項に規定する議決権の保有の判定に当たって、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）

比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（電子決済手段の借入を行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

2 〔同上〕

- 一 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段について、電子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識することができるよう継続的に表示する措置

〔イ・ロ 同上〕

〔二〃四 同上〕

〔3・4 同上〕

（議決権の保有の判定）

第三十七条 〔同上〕

の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）に係る議決権を含むものとする。

〔一・二 略〕

三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十九条の七第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

2

〔略〕

（利用者の電子決済手段の管理）

第三十八条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。）をし、当該信託会社等において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済

〔一・二 同上〕

三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十九条の七第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に対抗することができない場合

2

〔同上〕

（利用者の電子決済手段の管理）

第三十八条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。）をし、当該信託会社等において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済

手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別することができる状態を含む。）で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第八十八号）第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別することができる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するた

手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第八十八号）第三条第三号に掲げる方法によってする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常

めに必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

〔一〇三 略〕

〔4〇6 略〕

7 第一項及び第三項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の第十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、当該電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるときは、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、当該電子決済手段を管理しなければならない。

- 一 次のイ及びロに掲げる方法（電子決済手段等取引業の利用者の利便の確保及び電子決済手段等取引業の円滑な遂行を図るために、その行う電子決済手段等取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段にあつては、イに掲げる方法）
 - イ 利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段とを明確に

時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

〔一〇三 同上〕

〔4〇6 同上〕

7 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段とを明確に

区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができ
る状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量
が自己の帳簿により直ちに判別することができる状態を含
む。次号イにおいて同じ。）で管理する方法

ロ 「略」

二 次のイ及びロに掲げる方法（電子決済手段等取引業の利用者の利便の確保及び電子決済手段等取引業の円滑な遂行を図るために、その行う電子決済手段等取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段にあつては、イに掲げる方法）

イ 第三者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態で管理させる方法

ロ 「略」

（電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第四十二条 法第六十二条の十六第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
一 次に掲げる全ての措置を講ずること。

区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号イにおいて同じ。）で管理する方法

ロ 「同上」

二 「同上」

イ 第三者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

ロ 「同上」

（電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第四十二条 「同上」
一 次に掲げる全ての措置を講ずること。

「イ〜ハ 略」

「二〜五 略」

「2・3 略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十六条 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

「二〜四 略」

3 「略」

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第六十七条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 一の特定電子決済手段等取引契約の締結について、当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該利用者に対し電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府

「イ〜ハ 同上」

「二〜五 同上」

「2・3 同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十六条 「同上」

2 「同上」

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

「二〜四 同上」

3 「同上」

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第六十七条 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

令（令和八年内閣府令第 号）第四十三条第一項に規定する方法により同項に規定する情報の提供を行っている場合

四 「略」

2 「略」

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該利用者がこれらの事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があった場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく利用者の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

「一〇三 略」

（契約締結前交付書面の記載事項）

第六十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇十三 略」

十四 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあつては、その名称並びに当該電子決済手段等取引業者が対象事業者（金融

三 「同上」

2 「同上」

3 第一項第三号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該利用者がこれらの事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があった場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく利用者の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

「一〇三 同上」

（契約締結前交付書面の記載事項）

第六十九条 「同上」

「一〇十三 同上」

十四 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあつては、その名称並びに当該電子決済手段等取引業者が対象事業者（金融

商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となつている場合にあつては、その名称

〔十五・十六 略〕

（契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第七十一条 特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき。

二 一の特定電子決済手段等取引契約の締結について、当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該利用者に対し電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府

商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となつている場合にあつては、その名称

〔十五・十六 同上〕

（契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第七十一条 特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないときとする。

令第四十九条第一項に規定する方法により同項に規定する情報の提供を行っている場合

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第七十二条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人(金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。)の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人(同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。)を当該特定関係法人として指定した信用格付業者(金融商品取引法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。第四号において同じ。)の商号又は名称及び登録番号

「三〇五 略」

(行為規制の適用除外の例外)

第七十四条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第七十二条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人(同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。)を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

「三〇五 同上」

(行為規制の適用除外の例外)

第七十四条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四

の規定の適用について、利用者の締結した特定電子決済手段等取引契約に関する照会に対して速やかに回答することができる体制が整備されていない場合とする。

(資産の国内保有)

第八十一条の二 令第十九条の十二に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額(保証債務の額を含む。)から外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

の規定の適用について、利用者の締結した特定電子決済手段等取引契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(為替取引分析業者に関する内閣府令の一部改正)

第十五条 為替取引分析業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 「略」</p> <p>2 この府令（第八条を除く。）において「為替取引分析業」とは、<u>法第二条第二十一項に規定する為替取引分析業（同項第一号に掲げる行為を業として行うものを除く。）</u>をいう。</p> <p>3 この府令（第五条第七号、第十一条、第十二条第七号及び第二十五条第四号を除く。）において「為替取引分析業者」とは、<u>法第二条第二十二項に規定する為替取引分析業者（同条第二十一項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）</u>をいう。</p> <p>4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 金融機関等 <u>法第二条第二十一項に規定する金融機関等をいう。</u></p> <p>二 為替取引 <u>法第二条第二十一項に規定する為替取引をいう。</u></p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>(許可の申請)</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」</p> <p>2 この府令（第八条を除く。）において「為替取引分析業」とは、<u>法第二条第十八項に規定する為替取引分析業（同項第一号に掲げる行為を業として行うものを除く。）</u>をいう。</p> <p>3 この府令（第五条第七号、第十一条、第十二条第七号及び第二十五条第四号を除く。）において「為替取引分析業者」とは、<u>法第二条第十九項に規定する為替取引分析業者（同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）</u>をいう。</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 金融機関等 <u>法第二条第十八項に規定する金融機関等をいう。</u></p> <p>二 為替取引 <u>法第二条第十八項に規定する為替取引をいう。</u></p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>(許可の申請)</p>

第三条 法第六十三条の二十三の許可を受けようとする者（法第二十一条第一号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。第二十六条において同じ。）は、別紙様式第一号により作成した法第六十三条の二十四第一項の許可申請書に、同条第二項各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（許可申請書のその他の添付書類）

第五条 法第六十三条の二十四第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一～六 略」

七 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者（法第二十一条第二十二項に規定する為替取引分析業者をいう。第十一条、第十二条第七号及び第二十五条第四号において同じ。）に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号、第十一条、第十二条第七号及び第十四条において同じ。）をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあつては、これらの委託に係る契約の契約書

八 「略」

（為替取引分析関連業務）

第三条 法第六十三条の二十三の許可を受けようとする者（法第十八条第一号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。第二十六条において同じ。）は、別紙様式第一号により作成した法第六十三条の二十四第一項の許可申請書に、同条第二項各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（許可申請書のその他の添付書類）

第五条 「同上」

「一～六 同上」

七 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者（法第十九条に規定する為替取引分析業者をいう。第十一条、第十二条第七号及び第二十五条第四号において同じ。）に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号、第十一条、第十二条第七号及び第十四条において同じ。）をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあつては、これらの委託に係る契約の契約書

八 「同上」

（為替取引分析関連業務）

第八条 法第六十三条の二十七第一項に規定する主務省令で定める業務は、為替取引分析業者が行う次に掲げる業務とする。

- 一 次に掲げる業務その他の為替取引分析業（法第二十条第二十一項に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。）に附帯する業務

〔イ〜ハ 略〕

- 二 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に關し、当該為替取引が制裁対象者等に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知する業務（法第二十一条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものを除く。）

〔三〜五 略〕

- 六 金融機関等以外の者（前号に規定する者を除く。）の委託を受けて、当該金融機関等以外の者の行う業務に係る取引に關し、法第二十一条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる行為に係る業務に相当するもの又は第二号に掲げる業務に相当するものを行う業務

（委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置）

第十一条 為替取引分析業者（法第二十一条第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）は、為替取引分析業の全部

第八条 「同上」

- 一 次に掲げる業務その他の為替取引分析業（法第十八条第二十一項に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。）に附帯する業務

〔イ〜ハ 同上〕

- 二 金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に關し、当該為替取引が制裁対象者等に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知する業務（法第十八条第一号又は第二号に掲げる行為に係るものを除く。）

〔三〜五 同上〕

- 六 金融機関等以外の者（前号に規定する者を除く。）の委託を受けて、当該金融機関等以外の者の行う業務に係る取引に關し、法第十八条第一号若しくは第二号に掲げる行為に係る業務に相当するもの又は第二号に掲げる業務に相当するものを行う業務

（委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置）

第十一条 為替取引分析業者（法第十八条第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）は、為替取引分析業の全部若

若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、これらの委託に係る業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇五 略」

(業務の種別の変更の許可)

第二十条 為替取引分析業者は、新たに法第二十一条第二号又は第三号に掲げる行為を業として行おうとするときは、法第六十三条の三十三第一項の規定により、金融庁長官の許可を受けなければならない。

附則

(準備行為)

第三条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下この条において「新資金決済法」という。)第六十三条の二十三の許可を受けようとする者(新資金決済法第二条第二十一項第一号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。)は、この府令の施行前においても、新資金決済法第六十三条の二十四第一項の許可申請書及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、当該許可を受けるた

しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、これらの委託に係る業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇五 同上」

(業務の種別の変更の許可)

第二十条 為替取引分析業者は、新たに法第十八条第二号又は第三号に掲げる行為を業として行おうとするときは、法第六十三条の三十三第一項の規定により、金融庁長官の許可を受けなければならない。

附則

(準備行為)

第三条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下この条において「新資金決済法」という。)第六十三条の二十三の許可を受けようとする者(新資金決済法第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。)は、この府令の施行前においても、新資金決済法第六十三条の二十四第一項の許可申請書及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、当該許可を受けるため

めに必要な準備行為を行うことができる。

に必要な準備行為を行うことができる。

別紙様式第 1 号 (第 3 条、第 22 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

金融庁長官 殿

郵便番号 (-)

申請者 住 所

電話番号 () -

商号又は名称

代表者の氏名

許可申請書

資金決済に関する法律第 63 条の 24 第 1 項の規定により同法第 63 条の 23 の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意) [略]

[1. ～7. 略]

8. 為替取引分析業の種別

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる行為に係る業務 |
| 2 | 法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる行為に係る業務 |

(記載上の注意) [略]

[9. ～11. 略]

別紙様式第 1 号 (第 3 条、第 22 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日提出

金融庁長官 殿

郵便番号 (-)

申請者 住 所

電話番号 () -

商号又は名称

代表者の氏名

許可申請書

資金決済に関する法律第 63 条の 24 第 1 項の規定により同法第 63 条の 23 の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意) [同左]

[1. ～7. 同左]

8. 為替取引分析業の種別

- | | |
|---|------------------------------|
| 1 | 法第 2 条第 18 項第 2 号に掲げる行為に係る業務 |
| 2 | 法第 2 条第 18 項第 3 号に掲げる行為に係る業務 |

(記載上の注意) [同左]

[9. ～11. 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部改正)

第十六条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(令和五年内閣府令第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定重要設備)</p> <p>第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「法」という。)第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業については、当該各号に定める業務(特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。)に関するデータの処理(当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。)の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。)及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 資金清算業(資金決済に関する法律第二十三条に規定する資金清算業をいう。以下この号及び次条第十号において同じ。)</p> <p>資金清算業に係る業務</p> <p>十一 「略」</p>	<p>(特定重要設備)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 資金清算業(資金決済に関する法律第二十条に規定する資金清算業をいう。以下この号及び次条第十号において同じ。)</p> <p>資金清算業に係る業務</p> <p>十一 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する